

広島県告示第 785 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 7 月 12 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市栗栖 508 番地 株式会社広島リゾート 代表取締役 中本 利夫
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市吉和 4291 番地 女鹿平温泉クヴェーレ吉和

2 申請の内容

水質汚濁防止法の特定事業場である観山荘を合併するため、66-2 イ ちゅう房施設 1 基を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

種 類		66-2 イ 旅館業の用に供するちゅう房施設 1基 (厨房施設②)			
能 力 ( 1 日 当 た り )		500 食調理			
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに			
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		14時間断続使用 (11月中旬より3月まで使用)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 状 態 の 汚 水	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/l)	150	180
		化学的酸素要求量		130	160
		浮遊物質質量		80	100
		窒素含有量		80	100
	燐含有量	10		16	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		10.4	15.3	
汚 水 等 の 排 出 先		公共下水道			

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成19年7月12日から平成19年8月1日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室及び広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課並びに廿日市市市民生活部環境政策課